



平成 29 年 9 月 25 日

独立行政法人労働者健康安全機構

理事長 有賀 徹 殿

一般社団法人日本職業・災害医学会

理事長 山田義明

社会医学系専門医制度委員会

委員長 大西洋



社会医学系専門医・指導医の認定申請手続きについて

日本職業・災害医学会（以下：本学会）は本年度より社会医学系専門医協会（以下：協会）に加入いたしました。これにより、一定の社会医学活動の経験を有する本学会の会員医師は、協会の「経過措置」に基づき書類申請を行っていただくことで、社会医学系専門医・指導医の資格を取得していただくことが可能となりました。

協会の経過措置による社会医学系専門医・指導医の申請は本年 12 月の一ヶ月間だけ協会にて募集・受付される予定です。この 12 月の募集が、経過措置による書類申請だけで社会医学系専門医・指導医資格を取得できる最後の機会となる可能性がございます。つきましては、経過措置による専門医・指導医認定基準を満たされると考えられる貴機構の先生方におかれましては、ふるって申請していただきますようご案内申しあげます。

本学会としての社会医学系専門医・指導医認定基準は、協会の審議を経て別添の認定基準となりましたのでご確認ください（本学会ホームページにも掲載を予定しております）。

社会医学系専門医・指導医の認定申請の日程・手続き等についての詳細や申請書類などは、11 月上旬頃に協会のホームページに新たに掲載される予定です。

以下の協会ホームページ内の該当ページをご参照ください。

<http://shakai-senmon-i.umin.jp/>

※指導医講習会につきまして

本年 11 月に開催されます日本職業・災害医学会学術大会のシンポジウム「2017 年日本職業・災害医学会 北九州テマツイーニ宣言：職業・産業医学の次世代人材の育成」（11 月 25 日午前開催）を「社会医学系専門医制度 指導医講習会」といたします。参加時の受講票の発行もいたします。社会医学系専門医制度指導医は今後指導医講習会参加が義務付けられる予定です。指導医認定前の参加も指導医資格取得後の参加実績として認められます。つきましては、移行措置にて指導医申請予定の先生方ならびに協会加盟他学会を通じて指導医資格をすでにお持ちの先生方にふるって本シンポジウムを聴講していただけますようご案内申しあげます。

日本職業・災害医学会を加入学会として申請する移行措置指導医、専門医認定にかかる社会医学経験の例

(1) 認定に必要な社会医学系活動経験の年数：専門医：3年、指導医：5年
期間の積算についての考え方は以下です。

*原則は、フルタイムの1年間(12か月)の勤務を1年間とみなすが、非常勤等スポットでのかかわりの評価のめやすの例を示す。

*フルタイムとみなすには原則的に週3日以上の出務は必要と考えられる。

*行政への協力について、内容によっては1回を1週間とみなしてもよいと考えられる。

*指導医には、年数のみならず、よりレベルの高い活動実績(指導、運営含む)が求められる。

*積算については、同一期間内に重複した経験があっても二重にカウントはできず、実際に従事した期間の通算とする。

(2) 以下は、日本職業・災害学会を加入学会として移行措置専門医・指導医を申請する場合の、社会医学系の経験と見なしうる資格・役職、活動の例です。

- ・ 病院における医療管理の実務を担う役職（院長・副院長等）
- ・ 院内の医療安全委員会や感染制御委員会での活動（責任者）
- ・ 臨床研修病院等において医療情報システムの企画・管理を行う部門に所属する職員
- ・ 災害支援チームへの登録・参加(DMAT、JDR等)、所属機関の災害医療役職（院内災害対策委員会責任者等）、地域の災害医療に関する活動（災害医療コーディネーター等）、災害救急医療等に係る管理職等の経験（病院の管理職、救命救急センター長、MC担当医師等）。ただし、災害対応経験が指導医には

必要。

- ・ 都道府県医師会理事（公衆衛生、産業保健、医療安全、医療情報、災害医療）
ならびに都市医師会長
- ・ 都道府県の医療部会部会長や医療関連委員会委員長
- ・ 衛生学、産業衛生学、公衆衛生学、疫学、医療・病院管理学、医療情報学、
集団災害医学に関する研究（研究実績は学会や論文での筆頭発表者等）や研
究・教育を担う役職
- ・ 日本産業衛生学会の専攻医、専門医、指導医
- ・ 日本公衆衛生学会の認定専門家
- ・ 大学の社会医学系領域の助教相当以上の教育研究経験
- ・ 厚生労働省等行政機関（国、自治体）の医系技官
- ・ 厚生労働省等の附属機関である公衆衛生、産業衛生などの社会医学系研究を
目的とする研究所（国、自治体）の医師
- ・ 検疫所の検疫官、大使館の医務官、刑務所等の矯正医官
- ・ 都道府県・市役所衛生主管部局、保健所等行政機関の保健医療福祉部門の医
師
- ・ 地方衛生研究所、精神保健福祉センターの医師
- ・ 企業等の専属産業医、労働衛生機関の常勤医師
- ・ 嘱託産業医
- ・ 大学等の健康管理センターの常勤医師
- ・ 社会医学系のフルタイムの大学院生（正規の修業年限のみカウント）

- ・協会加盟学会での学会運営の経験、委員会委員長、評議員、理事、監事、学会セミナーなど講師
- ・日本職業・災害医学会 指導医制度委員会 委員長、委員・講習会講師
- ・日本職業・災害医学会 海外勤務健康管理指導者認定制度委員会 委員長、委員・指導者認定研修会講師
- ・治療・就労の両立支援部長（センター長含む）
- ・予防医療部長
- ・勤労者医療センター長、勤労者メンタルヘルスセンター長等
- ・労災疾病研究、重点5分野研究ならびに脊損関連研究の研究分野代表者等
- ・独立行政法人 労働者健康安全機構 臨床研究監、医監、特任研究ディレクター、本部研究ディレクター等
- ・アスベスト疾患センター長（ブロックセンター長を含む）
- ・労働衛生、労働安全、産業中毒など産業衛生に関する研究ならびに作業環境測定や産業化学物質許容濃度測定試験を主目的とする公的研究所の医師
- ・産業保健総合支援センター長、産業保健総合支援センター相談員
- ・中央じん肺診査医 または 地方じん肺診査医
- ・地方労災医員